

■自動払出し規定

1 自動払出しの取扱い

自動払出しは、あらかじめ当行の認定を受けた加入者（以下「受入認定加入者」といいます。）の一般口座（総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた振替貯金に係る振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下同じとします。）（次条②において「総合口座」といいます。）以外のものをいいます。）（以下この条、第4条及び第5条①において「受入認定加入者口座」といいます。）に当該受入認定加入者の受入条件に従い、受入認定加入者口座以外の振替口座の加入者（以下「払出加入者」といいます。）が当行所定の方法により指定した時期に指定した受入認定加入者口座に継続して当該払出加入者の振替口座の預り金の状況に応じて当該払出加入者があらかじめ指定した金額に相当する預り金を振り替えてする電信振替の取扱いです。

2 自動払出しの基準

自動払出しの時期及び金額は、次のとおりとします。

- ① 自動払出しの時期は、払出加入者が指定する日とします。
- ② 自動払出しの金額は、払出加入者の振替口座の現在高（当該振替口座が総合口座の場合にあっては、通常貯金又は通常貯蓄貯金（総合口座取引規定の適用のあるものをいいます。）の現在高を含みます。以下この条において同じとします。）の状況に応じて当該払出加入者が指定する金額とします。この場合、当該振替口座の現在高については、通常貯金規定第2条（預入することができる証券等）又は通常貯蓄貯金規定第2条（預入することができる証券等）の証券等（その表示する金額による決済又は払渡しが確実なものとして当行が定めるものを除きます。）で、その預入の日から起算して4日（日曜日若しくは土曜日又は休日（1月2日、同月3日及び12月31日を含みます。）（以下この②において「日曜日等」といいます。））がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過していないものに表示された金額は除きます。
- ③ 自動払出しの料金を払出加入者が負担する場合は、当該払出加入者の振替口座の現在高から当行所定の料金を控除した額を現在高とみなします。

3 利用の申込み

払出加入者が、自動払出しを受けようとするときは、当行所定の書類に利用開始日、自動払出しの時期及び金額その他必要事項を正確に記入し、記名押印（又は署名）のうえ、当行所定の事務センターに提出してください。

4 自動払出し

当行は、前条の当行所定の書類に記載された自動払出しの内容（第6条の届出があった場合には変更後の内容）に従って、振替金に相当する預り金を払出加入者の振替口座から払い出し、受入認定加入者口座に受け入れます。この場合、払出書の提出は必要ありません。

5 料金

自動払出しについては、当行所定の自動払出しの料金を次によりいただきます。

- ① 受入認定加入者から料金を負担する旨の申出があった場合は、当該受入認定加入

者口座の預り金から控除することによりいただきます。

- ② ①以外の場合は、払出加入者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。

6 利用内容の変更の届出

払出加入者が、自動払出しの時期又は金額を変更しようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、当行所定の事務センターに届け出てください。

7 利用の廃止等

- (1) 払出加入者が、自動払出しの利用を廃止しようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、当行所定の事務センターに届け出てください。
- (2) 払出加入者の振替口座の解約の請求があった場合又は払出加入者の振替口座について振替貯金口座規定第29条（解約）第4項若しくは第5項により解約とされた場合は、前項の廃止の届出があったものとして取り扱います。
- (3) 払出加入者の振替口座について、当行所定の事由により取引の制限又は取扱いの停止がされている期間中、自動払出しの利用についても停止することがあります。
- (4) 受入認定加入者の認定が取り消されたときは、自動払出しはいたしません。

8 印鑑照合

自動払出しに関する手続に使用された書類の印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、これらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社は責任を負いません。

9 規定の適用

自動払出しには、この規定のほか、「振替規定」が適用されます。ただし、振替規定第6条（特殊取扱）及び第8条（電信振替の請求の取消し）の取扱いはいたしません。また、振替規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。

10 規定の改定

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行所定のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

附 則

（実施期日）

この改正規定は、2020年4月1日から実施します。